

※ 押印について

- ・ 申請保護者が自署 \Longrightarrow 押印不要
- ・ 申請保護者以外の方が記入 \Longrightarrow 押印必要 (認印可。ただし、朱肉を使用する印鑑に限る)

※ 申請書の訂正処理について

- ・ 申請保護者が訂正 \Longrightarrow 訂正印不要 (訂正箇所[※]に署名(フルネーム)が必要)
- ・ 申請保護者以外の方が訂正 \Longrightarrow 訂正印必要 (訂正印は申請印と同一の印)

◎ 堺市就学援助申請書 記入例

様式第1号(甲) (第3条関係)

よくお読みください

令和3年度 就学援助申請書

申請日 令和 3 年 4 月 〇 〇 日

堺市教育委員会 教育長 殿

堺市就学援助規則第3条の規定により、令和3年度の就学援助について、次のとおり申請します。
 なお、申請に当たり、以下の事項について確認を行うことに同意します。
 ①世帯状況 ②生活保護(教育扶助)の受給状況 ③里親の認定状況 ④児童扶養手当の受給状況 ⑤家族全員に係る
 市民税の課税状況等 ⑥家族全員に係る身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の等級並びに療育手帳の区分

- (注)
- 1 太枠の中のみ記入してください。
 - 2 一世帯につき一枚の申請書により申請してください。
 - 3 学校を通じて申請する場合において、申請の対象となる児童生徒が小学校及び中学校のそれぞれに在学しているときは、小学校へ提出してください。
 - 4 学校納付金等を学校に納入していないときは、学校長を経由して支給します。
 - 5 就学援助金振込口座は、日本スポーツ振興センター掛金還付口座として使用いたします。

下記項目に該当する場合は、
 ✓を入れてください。

1月1日現在 無
 堺市に住民票

記入もれのないように

1月1日現在、堺市に
 住民票が無ければ、✓
 を入れる
 (6月に課税証明書等
 の提出が必要です)

公立小・中学校が対象
 (国立・私立学校及び
 支援学校は対象外)

- ・ 上段に記入した申請児童生徒を除いて記入 (対象の申請児童・生徒を記入した場合、2本線を引き、申請保護者の訂正署名又は押印)
- ・ 単身赴任などにより、住民票が別の夫や妻も記入
- ・ 内縁の夫や妻も記入

訂正署名の例
 (申請保護者が自署している場合)

口座番号は7桁の右詰

口座名義はカタカナで

※ 学校申請でも申請保護者口座への振込を指定することは可能です。

学校長へ委任する場合のみ、申請日を記入の上、自署又は記名押印

1行目には、必ず申請保護者名を記入

3箇所 全て同一氏名

「振込先」か「委任」のどちらかに記入

ゆうちょ銀行の場合は、他の金融機関から振込の際に使用する店名(四〇八・四一八)等漢数字、店番(408・418)等いずれも8で終わる3桁の番号及び口座番号(7桁)を記入

※申請書提出後、申請事項に変更が生じた場合は、学務課、各区役所企画総務課(南区役所は区政企画室)又は学校のいずれかに届け出てください。
 なお、届出のない場合は、申請を辞退したものとみなしますのでご注意ください。
 ※学校又は区役所申請で、「受理証」を受け取った場合は、申請された事を証明する書類となり、問合せ等で必要となるので、大切に保管しておいてください。